# 遊漁船業者登録票

氏名又は名称	有限会社 まごうの丸
登 録 番 号	神奈川県知事 第3004号
登録の有効期間	令和5年7月24日から 令和10年7月24日まで
営業所の所在地	茅ヶ崎市南湖6丁目18番7号
遊漁船の名称	第十七まごうの丸 第十八まごうの丸 第二十一まごうの丸 第二十五まごうの丸
遊 漁 船 業 務 主任者の氏名	三橋勇樹·石黒由省 古山拓也·三橋魁里
	令和6年7月11日から令和7年7月10日まで 令和6年7月20日から令和7年7月20日まで

登録番号	神奈川県知事第	3004号		氏名又は名称	本	有限会社	まごう	の丸
作成日	2008/4/14	変更日	1:201	1/4/11	2:	2011/8/	11	3: 2024/9/24

整理	遊漁船の 名称	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数		長さ	旅客定員 は利用定	
番	- H-1-1	舟	亢行区域 (該当)	ZO)			
号		遊漁船	いの使用状況 (記	亥当に	(0)		(以底主(),
		遊漁船の記載状況 (該当に○) 船舶の所有状況 (該当に○)	通信設備※ の状況 (該当に〇		(	市設備 <b>※1</b> の状況 ③当に○)	
	第二十一	KN2-1741	14.00トン	14.	.66m	39 人	
1	まごうの丸		見定沿海・ (○) ○) 漁船と兼用	1111111	100 Table 1000	遠洋、近 用と兼用	海 (◎) 船釣り ( ) 瀬渡し ※2
		<ul><li>(○) 単独記載</li><li>( ) 重複記載</li></ul>	<ul><li>(○)業務用無</li><li>(○)衛星電話</li></ul>	無線	( ) d かだ ( ) E 用位置等	文良型救命以 PIRB(非常 等発信装置)	(○) その他 ( 刺し網 )
		( )自己所有船舶 (○)他者所有船舶	( )その他 識別			AIS(船舶自 置) その他 )	500
	第十七	KN2-1412	11.00トン	11.	.99 m	31 人	
	まごうの丸	The medical companies are the first	限定沿海・(○) ○)漁船と兼用	沿海 • (	to iteritorarea	遠洋、近 用と兼用	( )瀬渡し ※2
	<ul><li>(○) 単独記載</li><li>( ) 重複記載</li></ul>	(○)業務用無 ( )衛星電話	無線 舌		女良型救命以 PIRB(非常 等発信装置)	COLUMN TO THE CO	
	( )自己所有船舶 (○)他者所有船舶	( ) その他 ( A3E 5W	動				
					(	)	

- ※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合する ものであること。
- ※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡 し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。
- ※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されてい るもの。

登録番号	神奈川県知事第	第3004号		氏名又は名称	1	有限会社	まごう	の丸
作成日	2008/4/14	変更日	1:201	1/4/11	2:	2011/8/	11	3: 2024/9/24

刊表	4 (全 2 を	文の 2 枚目) 遊	漁船の総トン	以又は長さ	、疋貝及び	通信設備寺
整理	遊漁船の 名称	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数	長さ	旅客定員又 は利用定員	業務形態 主たる業務:◎
番	石竹	舠				
号		遊漁船	台の使用状況(該	当に())		その他全て:○
		遊漁船の記載状況 (該当に○) 船舶の所有状況 (該当に○)	通信設備※1 の状況 (該当に○)	教育	命設備 <b>※1</b> の状況 亥当に○)	
	第十八	KN2-1522	14.00トン	11.99m	35 人	
3	まごうの丸	( ) 平水·( ) 厚 ( ) 遊漁船専用·(		沿海・( ( )他使	)遠洋、近海 用と兼用	(◎) 船釣り ( )瀬渡し <b>※2</b>
		<ul><li>(○) 単独記載</li><li>( ) 重複記載</li></ul>	<ul><li>(○)業務用無線</li><li>(○)衛星電話</li></ul>	かだ ( ) I 用位置 <sup>(</sup>	改良型救命い EPIRB (非常 等発信装置)	( ) その他 ( )
		(○)自己所有船舶 ( )他者所有船舶	( ) その他 ( A3E 5W )	識別装置	AIS (船舶自動 置) その他 )	
	第二十五	KN2-1442	12.00トン	11.99 m	34 人	
4	まごうの丸	6.1 60 rgs/scapetworkstate such	<ul><li>・良定沿海・(○)</li><li>○)漁船と兼用・</li></ul>	沿海・( ( )他使	) 遠洋、近海 用と兼用	(◎) 船釣り ( ) 瀬渡し ※2
		<ul><li>(○) 単独記載</li><li>( ) 重複記載</li></ul>	(○)業務用無 ( )衛星電話	I CONTRACTOR	牧良型救命い EDIDD (非常	(○) その他 ( 作業 )
		(○) 自己所有船舶 ( ) 他者所有船舶	( ) その他 ( A3E 5W )	0.03 (0.00 m) (0.00 m)	PIRB(非常 等発信装置) AIS(船舶自動 置)	
				( ) -	その他	
重複いる	夏記載 <b>※3</b> して 3場合の事由	<ul><li>( ) 多客期にチャ、</li><li>( ) その他 (</li></ul>	ーターするため			)

- ※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合する ものであること。
- ※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡 し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。
- ※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されてい るもの。

登録番号	神奈川県知事第	3004号		氏名又は名称	有限会社 まご	うの丸
作成日	2008/4/14	変更日	1:201	4/5/1	2:2018/1/5	3: 2024/9/24

#### 別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

#### ○一般的事項

- 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。
- その他(
- ○船釣りをする場合
- 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救 命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合
- 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

## 別添

利用者の乗降場所から漁 所(該当箇所を記入)	魚場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	防波堤での乗船、下船での場合
定置網	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した	血・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
GPSプロッターを見て確認	記

登録番号	神奈川県知事第	第3004号		氏名又は名称	丰	可限会社	まごう	の丸
作成日	2008/4/14	変更日	1:200	9/8/3	2:	2012/7/	20	3: 2024/9/24

### 別表7 出航中止基準及び帰航基準

יו אפוינ	ルイエを十久のかれを十	
出航中止	出航の可否の判断は、以下の方法により	) 行います。 (該当に○)
基準	(○) 単独の判断	( )団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中出航地の減高 4 m以上 m以上 20 m未満 20 m未満・落雷のおそれがあるとき・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき	出航中止の判断は、以下のとお
	・その他   ( )	
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれたととします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令・利用者に急病人やケガ人が出たとき漁場における波高 4 20 漁場における風速 20 20 で	m以上 m以上
	・上記の他、利用者の安全の確保が困難に・その他(	こなると予想されるとき )

登録番号	神奈川県知事第	3004号		氏名又は名称	有	艮会社	まごう	の丸		
作成日	2008/4/14	変更日	1:202	4/9/24	2:	/	/	3:	/	/

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の 状況が悪化した場 合の避難する場所

案内する漁場の位置	避難する港
相模湾	茅ケ崎港
	油壷
	金沢漁港
	平塚漁港

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

澳	頂渡し(磯、筏、防波堤等渡し)の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との 間の連絡方法※ (該当に○)	<ul><li>( )携帯電話</li><li>( )衛星電話</li><li>( )利用者に渡した発煙筒</li><li>( )その他(</li></ul>	)
磯等に遊漁船の旅 客定員を超え務の 用者を場合に の い い い い い い に い り に り に り に り に り に り に		
津波警報、注意報 が発令された場合 の対応		

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	神奈川県知事第	第3004号		氏名又は名称	有限会社	± まご	うの丸		
作成日	2008/4/14	変更日	1:201	2/7/20	2: 2024/	9/24	3:	/	/

#### 別表 10 情報を収集すべき事項

(1)	利用	者の	安全	の確保
13	こ必要	な情	報	

日出航地における波高、風速、視程

出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報

水路通報、気象・津波・海上警報等の情報

#### 乗船する利用者数

(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関 する情報

立入禁止区域に関する情報

## 関係の確保に必要な情 報

(2) 漁場の安定的な利用 法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する 漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び 漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管 轄している都道府県知事が提供している情報

> 漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄 する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供して いる情報

> 法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利 用に関する情報

登録番号	神奈川県知事第	育3004号	氏名又は名称	有限会社 まご	うの丸
作成日	2008/4/14	変更日	1:2009/8/3	2: 2014/7/20	3: 2018/1/5
	1.0		4:2024/9/24		

中への時間のため田知士ぐも中容なび士法

リ表 11 安全の確保の	ため周知すべき内容及び方法				
周知の方法 (該当に○)	<ul><li>(○)遊漁船に周知内容を掲示する。</li><li>( )遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。</li><li>( )営業所のモニター又はタブレット端末等の電子してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめ視聴等を含む)。</li></ul>				
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、重揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他(				
	○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定め 等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との ・その他(				
漁場において口頭で 説明する。	<ul><li>○一般的事項</li><li>・案内する漁場において注意すべき事項</li><li>(自由記載(必須)</li></ul>	)			
	・その他( ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須) ・その他(	)			

登録番号	神奈川県知事第	第3004号	3	氏名	召又は名称	有限	会社	まごう	の丸		
作成日	2024/9/24	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

## 別表 12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当た りの填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
第十八まごうの丸	5千万円	35名	令和6年7月11日から 令和7年7月10日まで
第二十一まごうの丸	5千万円	39名	令和6年7月11日から 令和7年7月10日まで
第二十五まごうの丸	5千万円	34名	令和6年7月11日から 令和7年7月10日まで
第十七まごうの丸	5千万円	31名	令和6年7月20日から 令和7年7月20日まで

#### 業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた (講じよう とする) 措置	